

第2回伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会

日 時：平成29年12月21日（木）15:58～17:49

場 所：経済産業省別館11階1107会議室

○縄田建設安全対策室長 定刻となりましたので、第2回「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」を開会いたします。

委員の先生方には、年末の大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日ですけれども、広部座長初め9名の委員の皆様全員に御出席をいただいております。

林野庁さんからは、山根林業労働対策室長初め、前回同様オブザーバーで参加をいただいております。

議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

議事次第の次に資料1として検討会開催要項、1枚物です。

資料2として検討会参集者名簿、1枚物。これらは前回と同じものでございます。

資料3として「伐木等作業における安全対策のあり方に関する論点」。A3で3枚ほどの資料を御用意しております。

資料4として市原委員から提出のあった資料をおつけしてございます。

机上配付のみとなりますけれども、参考資料といたしまして前回の委員会と同様に1から8まで、法令や通達等を一括してとじたものを用意してございます。

また、これも机上配付のみとなりますが、参考資料9として伐木作業のイメージが共有しやすいように市原委員から御提供いただきました資料を御用意しております。これらが必要があれば参照しながら意見交換をしていただければと思います。

資料等の漏れがないようでしたら、以後の進行を広部座長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○広部座長 それでは、議事に移ります。

まず「（1）伐木等作業における安全対策のあり方に関する論点について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

○中野技術審査官 資料3をごらんいただきたいと思います。A3の横置きの紙でございます。

前回の第1回の検討会でいただきました御意見をテーマごとに集約いたしまして、論点としてまとめ、事務局案のイメージを記載したものでございます。事前に委員の皆様にはお送りいたしておりますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思いますが、1点補足をいたします。表現ぶりでございますけれども、労働安全衛生規則を改正いたしまして法的に義務づけることを念頭に置いている場合には「法的に」でありますとか「義務づける」

という記載をしております。それ以外のところは、通達等による運用上の対応を想定しているものでございます。この資料3は、あくまで第1回の御意見を踏まえた行政サイドの対応として想定しているものでございます。本日はその是非も含めまして委員の皆様の御意見を拝聴したいと考えております。

まず一番初めの受け口でございます。労働安全衛生規則におきましては、胸高直径40センチ以上の場合に受け口をつくるのが義務づけられておりますが、この範囲を拡大すべきという御意見をいただいております。資料4にもございますけれども、林災防で調べていただきましたところ、胸高直径20センチ以上の立木の死亡災害が大半を占めていることがわかってまいりましたので、拡大するというのであれば、そこまで拡大してはどうかと事務局としては考えております。

また、本来、受け口をつくる目的は、つるを効かせて倒れるスピードを遅くすることにあると思いますが、時折、形上、受け口をつくることに注意が行ってしまいがちということもありますので、本来の目的を強調することについても取り組んでいきたいと思っております。これについても御意見をいただきたく存じます。

その次の伐倒時の立ち入り禁止でございます。伐倒木に激突される災害を防止するために、現行、通達ベースのガイドラインになりますけれども、そのほか林災防さんの災防規定におきましても同様の規定となっております。樹高の2倍の範囲を伐倒作業員以外は立ち入り禁止にするというものでございます。これも法令上、位置づけたいと考えております。

かかり木処理でございます。まずかかり木処理の立ち入り禁止でございますが、関係者以外の立ち入り禁止を法制化することを念頭に置いております。また、速やかな処理という言葉が1人作業を助長することのないように、改めて周知を図る必要があると考えております。

1枚目は以上でございます。

続きまして2枚目、かかり木の禁止事項でございます。かかり木のガイドラインがございましてけれども、こちらに禁止事項として掲げております方法が5つございます。この5つをいずれも禁止事項として法令に明示してはどうかと考えております。この中で元玉切りについては議論のあるところでございますが、まずそのたたき台となります事務局案としては、禁止事項の中に含める形で用意をさせていただきました。

作業計画でございます。伐木、造材についての作業計画の作成を義務づけてはどうかという問題提起をいただいております。この作業計画をつくる単位でございますが、伐木の契約単位ぐらいでイメージをしておるのですけれども、どのような細かさで作業計画をつくっていくべきか、御議論をいただきたいと思っております。

事務局といたしましては、今、申し上げたような作業計画ですと、日々の作業の違いが反映されない大変粗い計画になってまいりますので、それを補完するために毎朝、例えばですが、ツールボックスミーティングのような打ち合わせを確実に行っていただくように

指導する。これは義務づけしないというイメージでございますけれども、そういった対応とセットで取り組んではどうかと考えております。

御参考のようなものですが、労働安全衛生規則の中には作業計画の例がほかにも幾つもございます。これを見てもと作業計画の策定とセットになっておりますものとして、事前の調査と記録、労働者への周知、作業指揮者の選任などがございます。これらについては伐木、造材に関して作業計画を設ける場合には、あわせて義務づけることになろうかと思っております。

今、申し上げたうちの作業指揮者に関しては、ほかの作業計画、作業指揮者の例になりますと法令上は誰でもなれる性格のものでございます。そうは言いましてもある程度の水準を確保する必要もございますので、義務づけとしては考えておりませんが、作業指揮者の教育のカリキュラムの整備が必要ではないかと考えております。事務局としてはこういったイメージでございますが、この是非も含めまして御意見をいただければと存じます。

続きまして、緊急連絡でございます。これは今回の検討対象となります伐木等の作業計画のほかに、車両系木材伐出機械、林業架線作業などでも林業の関係では作業計画をつくることになっております。これらを含めまして労働災害が発生した場合の応急の措置、それから、傷病者の搬送の方法を作業計画に記載するように義務づけてはどうかと考えております。この前段の応急の措置につきましては、ロープ高所作業というビルの壁面にぶら下がって窓ふきなどをやっている、ああいう作業も作業計画が必要なのですけれども、その中に記載が義務づけられている事項でございます。

後段の救急搬送というのは、今のところこういうものを書いているものはないのですけれども、林業の場合は救急搬送そのものが難しいという実情がございますので、新たに設けてはどうかと考えているものでございます。これとあわせて今、通達ベースで書いております緊急連絡のガイドラインがございますが、これの関係するところについても修正が必要になってくる、今回見直しするべきかなと考えております。

次いで防護衣でございます。チェーンソーの防護衣として法令上、防護ズボンかチャップス、どちらかの着用を義務づけるようにしてはどうかと考えております。それから、前回の検討会で直接明確には御意見としてはいただけていないのですけれども、数は多くはないのですが、林業の死傷災害では目をやられるものが2%ほどございます。この中の一定程度はチェーンソーの作業のときに面体のようなもので顔を覆うことで防止できるのではないかと考えておりますので、目の保護具についても義務づけてはどうかと考えております。こちらも御意見をいただければと思っております。

一番下の再発防止講習でございますが、労働安全衛生法の99条の2というものがございまして、労働災害を発生させた事業場に対して再発防止の講習を受けさせるというスキームがございます。この実施体制を今、整備されていないのですけれども、御協力をいただきながら実施体制を整備して運用していきたいと考えております。

3 ページ、再教育でございます。再教育につきましては現在、カリキュラムがございま

すけれども、見直しが必要になってくると考えております。そのほか例えば5年で伐木作業員全員に再教育を受けさせるような大々的なキャンペーンを実施するなどして、林業全体として取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。

次の技能講習でございますが、前回、非常に前向きな御意見をいただいたところでございますけれども、今回、事務局として書いてある中では時間をかけて検討というか、用意をする必要があるかなと考えております。技能講習の場合は、これを導入いたしますと技能講習の修了者でなければ胸高直径などで何らかの縛りはかけるにしても、チェーンソーの伐木作業ができなくなる制度を導入するというところでございます。その場合は技能講習がちゃんと受けられるように、これは法律上、登録教習機関が行うわけですが、これを継続的にどう確保していくかということが大きな問題でございます。教習機関が少なくなれば受講者の方は遠隔地まで行かなければならなくなりますし、受講できるタイミングも限られてくる。時間的に見ましても、技能講習の日数は技能講習という形にすれば3日から5日ぐらいかけるのが通常でございますので、受講料、交通費、宿泊費等にも跳ね返ってくる面がございます。負担もかなり大きくなりますので、そういったことも踏まえて御議論をいただければと思います。

代替案というわけではございませんけれども、事務局といたしましては現在、特別教育がチェーンソー、伐木で2本、8号と8号の2という形に分かれておりますが、今、ほとんどの伐木がチェーンソーで行われているという実態がありますので、実質的に差異はなくなってきたということもございます。この機会に統一、一本化してはどうかなと考えておるところでございます。

次の廃止でございます。修羅、木馬、雪そりについては労働安全衛生規則に規定がございますが、ほとんど行われていないということで、この規定を廃止する方向で考えてはどうかと思っております。それから、条文の中には木寄せという言葉もございますけれども、木寄せについても木材が転落等するおそれのあるところへの立ち入り禁止をする作業となっておりますが、今、グラップル等でやるケースも多いと思っておりますが、この規定を引き続き残すかどうかも含めて御議論をいただければと思います。

伐木作業の目的の変化でございますけれども、バイオマスの需要が高まっているということもございます。それから、林業以外での伐木作業、アウトサイダー対策といったこともございますが、これらにつきましては何をどうやるという明確な回答にはならないのですけれども、関係機関の皆様と連携できるところは連携し、労働基準行政として地道に周知啓発を続けていくことに対応は尽きるのかなと思います。この対策を充実させていく上で何かヒントになるようなことがございましたらいただけますと、大変ありがたく思います。

最後でございますが、施策の体系化というところでございます。第1回の最後に座長からいただいたお言葉への答えとして考えているものでございますが、ばらばらと個別の施策を打ち出すというのではなく、まとまどりのあるパッケージとして訴えていくことで周

知啓発の力も強くなる。また、効率もよくなると考えておりますので、関係機関、林野庁初め、各機関の皆様と連携しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

資料3につきましては以上です。

○広部座長 続きまして、市原委員から資料4、伐木作業の死亡災害を分析した資料を御用意いただいておりますので、御説明をよろしくお願いいたします。

○市原委員 市原でございます。

まず資料の御説明に入る前に、このレポート作成に至りました経緯について若干御説明しておきたいと思っております。

まず第1回目の委員会の折に、安衛則第477条に関連しまして胸高直径、現行40センチを例えば20センチ以上の提案をしましたところ、上村委員から省令で数値を変えるなどとなると、ある程度の科学的根拠が必要との御指摘がございました。したがって、私のほうで客観的根拠をある程度協会内のデータで把握できる旨、申し上げたところでございます。こういった経緯から本レポートを作成した次第でございます。

レポートは林業死亡災害が発生したときに、当協会の地方駐在安全管理士もしくは各都道府県にございます林災防の都道府県支部が会員の労働災害再発防止のために会員事業場を主体として死亡災害に至った原因、それから、調査した結果をまとめたものがございます。平成12年から平成28年までの17年間において、林業死亡労働災害797件についてデータがございます。このうち伐倒作業、造材作業を除きます。いわゆる伐倒作業に特化して死亡災害となった395件について分析を行いました。

ちなみに林業死亡災害全体に占める伐倒作業による死亡災害の割合は、49.6%を占めていたわけでありまして。要は林業死亡災害の約半数は伐倒作業で占められているということです。なお、当該林業死亡労働災害は、厚生労働省が労働者性があるという認定されたものでございます。したがって、事業主等の一人親方の災害は除外しております。

それでは、本資料に基づいて大きく3点について簡潔に説明させていただきます。

まず第1点目でございます。本レポートの全体の概要です。1ページをごらんください。伐倒による死亡災害395件を自己伐倒、いわゆるみずから伐倒中に被災したというのが289件。他人が伐倒中に激突されたという被災が106件ございます。これについて分析を行った結果が1ページの表のとおりでございます。特にみずから伐倒中に伐倒木が激突したものが110件、全体の約3割。次いでかかり木処理中、つる絡み・枝絡みの伐倒中となっております。

また、他人伐倒では、他人が伐倒中に被災者が危険区域内にいたことによつて88件、これは全体の2割強でございます。次いで、他人がつくったかかり木等により18件の被災がございました。

第2点目でございます。先ほど申し上げました安衛則第477条に係る胸高直径の分布でございます。2ページをごらんください。395件のうち伐倒木の胸高直径が把握できたものが289件ございました。不明の106件については、そのほとんどが非会員、いわゆるアウ

トサイダーであるため当協会の管理士が原因調査に行けなかったところもございます。こういうところが不明となっております。結果、ごらんとおり胸高直径20センチあたりから死亡者が2桁台となっております。

ちなみに胸高直径39センチ以下の占める割合が69.2%、40センチ以上が30.8%となっております。なお、当協会が実施しました死亡災害では、胸高直径は現地調査で1センチ単位で測定しております。いわゆる収穫調査等で輪尺を用いた2センチ括約の単位とは連動しておりません。

次に第3点目でございます。自己伐倒と他人伐倒の分析の結果でございます。資料の3ページから4ページをごらんください。4ページの一番上の表が、みずから伐倒中に伐倒木が激突した110件の内訳でございます。52件は原因不明となっておりますが、これはいわゆる斜め切りも含めた伐倒方法が不適正であったと考えられるわけです。伐倒中に伐倒木が突然伐倒者に激突するということは、受け口、追い口にそごがあつて、つるが確実に加工されていない。伐倒中に切れてしまったことが一番の原因ではないかと推測されます。

以下、退避中、伐倒木の裂け、伐倒を中断してチェーンソーのオイルを入れたとか、あるいはほかの作業をしていたとか、そういうものでございます。

次に4ページの一番下の表をごらんください。自己伐倒のうち、かかり木処理中に被災した内訳でございます。自己伐倒でかかり木処理で一番多いのは、ガイドラインで禁止事項となっております、かかられている木を伐倒中。これが36件でございます。次に特徴的なことは、かかられている木を伐倒中の次に多いのが、かかり木となった伐倒木の下でかかり木処理または段取り中。これが31件ございました。このことは分析した結果でわかったことですが、意外な結果であったと認識しております。あとはガイドラインで禁止事項となっております元玉切り、投げ倒し等々と続いております。

その他、自己伐倒関係では5ページの中ほどの表をごらんください。つる絡み、枝絡みが57件、6ページの一番下の表の急斜面から墜落・滑落等が4件ございます。いわゆる斜度40°以上の作業は災害につながりやすいということです。

最後に8ページをごらんください。他人伐倒の関係でございます。まず(1)の表が、他人伐倒のうちかかり木処理に関係するもので18件ございました。これは他人がかかり木処理を行っているのを手伝っているときに8件、それから、他人伐倒かかり木が放置されてしまっている。それにいきなり激突された等が10件ございます。

(2)が、他人が伐倒中に激突されたものが88件ございます。いずれも他人伐倒中に入っただけいけない、いわゆる伐倒木の2倍の範囲内に立ち入ってしまった。これが唯一の原因ではないかと思えます。

以上でございます。

○広部座長 ありがとうございます。

では、これから皆さんから御議論をいただくわけですが、資料3の一番左の欄の論点の事項に沿って御議論をいただきたいと思えます。

なお、市原委員から今、御説明がありました資料4については、資料3の議論の中で必要に応じて御参照いただくということでお願いいたします。

まず資料3の1項目、受け口についてです。論点としては現行では40センチ以上となっているのですけれども、これを胸高直径20センチ以上まで下げようではないかという話です。あとは受け口だけの表現ではなくて、つるを効かせるということを明記する。これを明記することで安全がより高まるだろうということで、受け口の径の下限を下げること及びつるの明記という2点について挙げていただいております。この2点、また、それ以外の点についても結構なのですが、皆さん御意見、御質問よろしくお願いたします。

○片平委員 477条が昭和36年、まだのこぎりが主のときで、チェーンソーが出かかったころなのです。でも受け口をつくるのはのこでやってたから、もっと細いものまでつくっていたのです。ところが、機械でそんなものはいいとなったのかなという感じがするのですけれども、それまではのこぎりで切っていたから、必ず繊維に対して直角。それから、受け口を入れるというのは当たり前にはやっていたのですが、これがその後、チェーンソーが発達してから曖昧になってきているのです。だからそこら辺のところでもう少しびしっとしたものを出したほうがいいのかなど。

倒す方向もそうです。それまではほとんどが広葉樹は斜め横なり下、針葉樹については上方向が当たり前だったのです。この後、上方向は作業困難なんていうものが出てくる。ここら辺は国有林は横に倒したほうが効率がいいということで横倒しが多くなったのです。そのときこのつるがかなり甘くなったのです。上に倒しているときは、上に倒して根が飛ばないようにして、葉枯らしをかけてスギか何かをとって置きましたから、必ず上に倒す。そうすると、つるというのをしっかり固さを自分でコントロールするし、体で覚えたのです。ところが、横でもいいよということになって、横のほうがベターだということになって、そこが非常に甘くなってきたのです。倒せばころっと転がってもいいということで、そこら辺がかなり甘くなってきた。それがずっと出てきた、つながってきてしまった。

それから、60年代近くなってから間伐が主になってきて、今度は斜め切りというものが出てきてしまった。そこら辺は全然規定なしでどんどん捨て切り間伐とかそういうものでふえてしまったのかなということで、そこら辺が整理されていないところはかなりあるのではないかと。

ちなみに受け口をつくることは、その方向へ早く倒す。ゆっくり倒すのはつるです。コントロールするというのはつる。このところは受け口をつくれればかなりテキストとかそういうものでもやったのですけれども、つるをはっきり言っていないですね。最近ヨーロッパなんかはそこを何センチ、日本のやつだと10分の1というあれですが、何センチというので、競技会の場合にはモミだったら何センチ、ヒノキだったら、スギだったら何センチというような、そこを5センチとかそれまで競技会ときには主催者が指定するのです。その厚さはまさにやっている人の腕になってしまっているのです。そこら辺がどうもつるの形と厚みがあやふやになっている。また地方によってもかなり違っているなど。ここら

辺にコントロールできない原因があるのかなと思います。

○川端委員 今、市原さんからお話があってよくわからなかったのは、20センチ以上が非常にふえているということになっているのですけれども、自己伐倒、他人伐倒もそうなのですが、このデータは実際に受け口のものに気にしているというものばかりではないのです。例えばみずから伐倒したものの受け口をどうするかというところが一番注目すべきところだと思うのだけれども、そうなると間違いだったらあれですが、(1)のみずから伐倒した木に激突というところでは、110件のうちの斜め切りのところまでが実際の受け口に関連する件数ですよ。それと、かかり木処理中に被災という(2)では、かかられている木を伐倒中という36件が実際に受け口をどうするかというところの対象になるのですか。

傾向的にはそういうことなのでしょうけれども、実際に289件というのがほかの伐倒木以外のものに起因して死亡災害が起きているケースも全部まざっているものですから、20センチぐらいで上がっていくというところが実際の伐倒木のところと傾向が同じなのか、そうでないのかというところが実は余りよくわからないのではないかと思います。件数だけで見ればなるほどという感じなのですけれども、伐倒木以外のものも含んでしまっているので、これは何か分析できるのですか。件数は全部出ているのですが、今ので大体いいのですかね。(1)では上から2つの合わせて65件ぐらいがみずから受け口に関連するもので、かかられている木のかかり木のところは1番目の36件のところがそこに。あとつる絡みのところは特段、受け口をどうするかというところとは直接的にはかかわらないと理解していいのか。そのときに傾向値としてこれと同じような傾向が出るのかどうかというところは、まだ少しわからないなと思いました。

○市原委員 今、川端委員がおっしゃったとおり、いわゆる受け口、つるを加工していないがために自己伐倒中に伐倒木が激突したというのが、4ページ一番上の表の110件のうち64件が該当ということです。かかり木の(2)のかかかっている木を伐倒中、これは受け口との関係は薄いと思います。かかかっている木を伐倒中ですから、かかり木がかかってしまった木で、その伐倒中にいきなりかかかっている木が枝から外れてどんと来たとか、ですからこれはつるとは関係が薄いと思います。ただ、強いて言えば受け口をしっかりつくっていないがために、伐倒方向が狂ってかかり木になりやすいというのは言えると思います。

○高木委員 それに加えて他人伐倒のほうも受け口をつくらなかったから方向が定まらずという可能性はあるのではないですか。

○市原委員 そうですね。それはあると思うのですが、やはり一番の原因は他人が伐倒しているときに立ち入り禁止区域内、危険区域内に立ち入ったということが唯一の原因ではないかと思います。幾ら伐倒木が狂ってもです。

○川端委員 そうすると、一番最初の胸高直径別被災者類型という傾向値のところ、現実的にはこの62件でどのようなになっているかというのが一番核心のところになるという理解でいいですか。

○市原委員 そうですね。

○広部座長 ほかに御意見ありますか。

○佐藤委員 いわゆるこの20センチ以上に受け口を掘るところで言うと、市原レポートの4ページにある斜め切りをさせないためといいますか、要は斜め切りをする作業が、片平委員が言われたように切り捨て間伐のときに行われているというイメージを持っていて、生産現場にいる方は20センチでも、10センチでもきっちり受け口を掘って倒しているという認識があるものですから、災害を減らすために受け口のものを20センチというのであれば、別に斜め切りを禁止というかさせないためとしてなのかどうかどうも含めて、きっちりはっきりさせるべきなのかなと思いますし、20センチのすぎだと結局20センチのものでくさびを打てない木も変形木ではあって、これはテクニックなどでどうにでもなると思うのですけれども、そういったことも思いとしてあります。

論点の下段のつるを効かせてということが、いわゆる安衛則で見るとつるを残すことが明記されていない。いわゆる40センチのものには受け口をこれということなので、これに載せるというイメージでいいのか。強調すべきというのであれば四につるを残すことを明記するののかも含めて、そこは御意見をお願いしたい。

○縄田建設安全対策室長 佐藤委員の最後のところ、477条を改正してつるの強調をするところですけども、我々としてはできればつるを残すという趣旨を法令上、明文化できるのであれば明確にしたいと考えております。ただ、それが法令として書けるかどうかという問題もありまして、それができない場合には通達等でフォローすることを考えてございます。

○中野技術審査官 それから、20センチに満たない胸高直径のものをどうするかというところですけども、今回、労働安全衛生規則としては20センチとする場合、それがあくまで最低基準ですので、それより小さいもので受け口をつくらなくていいというのか、受け口をつくることを義務づけはしないという意味になります。受け口をつくらなくてもいいのであれば、そのほうがもちろん望ましいことですので、考え方としてはそのようになりますので、仮にやる場合、伐木のガイドラインもあわせて改正する部分が出てくるかと思いますが、そういった中で今、申し上げたような趣旨をより明確にしていくのかなというイメージで捉えております。

○広部座長 今、御意見があった20センチぐらいの伐倒木の場合、くさびが2本打てないということはありません。くさびというものに限らず、追い口に入れて倒し始めるものはフェリングレバー等ほかにもありますので、そのあたりはガイドラインの中でいろいろなものを列記することで、こういうものを使って追い口を押し上げてください、広げてくださいという表記の方法でいいのではないかと思います。安衛則上の条文としてはあくまで20センチ以上、つるを効かせるということだけ明記するというのが、今のところ事務局として方針をお考えだということですか。

○縄田建設安全対策室長 それから、先ほど川端委員と市原委員の間でやりとりがあった

ことに戻りたいのですけれども、4ページの例の64件だけを取り出して、胸高直径が何センチだったかというのは別途とれるということによろしいのでしょうか。

○市原委員 冒頭申し上げたとおり、林災防の現地調査が唯一の根拠になっておりまして、いわゆるアウトサイダー等を含めて106件が把握できないのが1点ございます。あと、大体受け口がまずいと思われるのが64件でございます。もう一つ、伐倒中に伐倒木が伐倒者に激突（詳細不明）と書いてございますが、調査報告書に斜め切りとして上がっているものが52件で、恐らくこの52件の中にもある程度は斜め切りが含まれているのではないかと思います。要は死亡災害は伐倒木の下敷きになっていたというパターンが非常に多いということです。あと切り株を検証して推測してやるしかないという状況で、当協会では大体これぐらいが一番調査として最大把握できるところかなと考えております。

○上村委員 小径木を切って事故になった場合の中から、受け口を切ったことによって防げたであろう事例は抽出できないのですか。難しいですかね。

○中野技術審査官 物によっては斜め切りだったということがはっきりわかっているものがあれば、それは受け口をちゃんとつくればより安全に伐倒できたわけですから、そこは言えるかと思えますけれども、そこも胸高直径次第となってくるかと思えます。

○高木委員 小さな径で受け口をつくって、つるを残そうとすると、技量が十分ないと逆にチェーンソーの反発を招くおそれはありませんか。

○片平委員 それはないですね。

○市原委員 より安全です。

○高木委員 わかりました。

○片平委員 あと、つる機能は幾ら小さい木でもつる機能で残して倒してください。下向きだろうが、横向きだろうが、受け口をつくってつるをつくらなくても、つる機能を必ず残す切り方をしてくださいということで、太さ20センチでそれ以上、それ以下なんてやらないほうがいいですね。やはりこんな細いのもちゃんとつるも残して切るというのは、昔の炭焼きなんかちゃんとそれでやっていたのですからね。それで死亡事故は起きていないですから。

○広部座長 まだ御意見あるかと思えますけれども、次の事項に移らせていただきたいと思えます。

次は伐倒時の立ち入り禁止ということです。論点としては樹高の2倍範囲を法的に立ち入り禁止にするということ。それから、伐倒の補助者は立ち入り禁止の対象にしないという2点ですけれども、御意見どうぞ。

○片平委員 今まで1.5倍から2倍にしましたね。それからヨーロッパなんかでは2.5倍というものがあるのです。お互いに離れて仕事をしている場合には2.5倍離れろと。このほうがベターかなと思うのです。立ち入り禁止区域は1.5で、ただ禁止区域を広くしたからって安全でもないよということはかなり言われました。同時に仕事しているような場合に2倍だと、かかり木ができているところに当たったりすると事故があるわけです。ですから同

時に仕事をしている場合には樹高の間をもう少しとって2.5にするというのはヨーロッパの考え方です。そのほうがベターかなと思って私は教えています。ただ入るな入るなで1.5を2にすればいいという話ではない。だから2と2.5はどうなるんだという話も結構出てきているのです。そこら辺、しっかり指示したほうがいいのかという気はします。

○広部座長 ほかに御意見ありますか。

○中野技術審査官 2.5倍の件ですけれども、今の林災防の災防規定とか、伐木のガイドラインは2.5倍と書いてあるのですが、それはやるほうが望ましいという趣旨で書いているものでして、安衛則にするとこれが最低基準で絶対にやらなければならない。やらなければ罰則がかかるというようなことになるので、ちょっとそこまでは書きにくいのかなと思って私としては今回、原案には入れなかったような次第です。

○広部座長 中欧の規則では2倍となっているのですけれども、このあたりの数字をどうするかという話です。それと片平さんおっしゃった、同時に伐倒作業を近傍で行う場合の安全距離という意味ですね。このあたりも書き込んではどうかという話です。これについては皆さん御意見いかがですか。

○市原委員 参考資料9をごらんいただきたいのですけれども、5ページに隣接してお互いに伐倒というケースは割と少ないと思うのですが、他人が伐倒して、そのときには2倍以上、特別教育のテキストもそうしていますが、そういうことでやる。そして隣接してお互いに伐倒をしているときには下のほうの樹高の2.5倍、これでよろしいのではないかと思いますけれども。

○中野技術審査官 2.5倍離れていなかった、2倍程度しか離れていなかったがために発生した労働災害があるかという、私どもで確認している限り、そういう事例がなかなか出てこなかったの、出てこない中で推奨するのはいいのですけれども、義務づけまで考えるのは厳しいかなというのが正直な印象でございます。

○市原委員 実は17年間で隣り合っただけというのは8件ということで、非常に少ないのではないかと考えています。

○広部座長 数字として立入禁止を樹高の2倍とするということ、それと、補助者としての伐木者は立ち入り禁止の対象にしないということについて、皆さん特段御意見はないということよろしいですか。

そうしましたら、次はかかり木処理時の立ち入り禁止等です。この論点としましては、1つ目にかかり木処理に関係のない作業員の立ち入り禁止、2つ目にかかり木の状況の監視の充実。3つ目としては作業員1名による性急なかかり木処理の抑制。つまり、急いで慌てて処理することのないようなことを考えるべきということです。4つ目としてガイドラインの禁止事項の義務づけ。5つ目として放置する場合の標識。最後にガイドラインの趣旨の徹底。つまり、速やかな処理とは何かということをも明記するということです。御意見ありましたらお願いします。

○片平委員 たしかこのガイドラインも自分たちはやらされたような気がするのです。そ

れで5つの事項をあれしたのですけれども、そのときも自分なんかは3つぐらいでいいよということで、外国かぶれしているわけではないですが、外国のものを見ていたら、まずかかり木ができたその下で仕事をしている。それはかり木の処理ではないということで却下されたのです。か。それで事故に遭った。浴びせ倒しとか、かかられている木の伐倒、そのほかに元玉切りからというのがふえていったのですけれども、向こうのものを見ていたら3つぐらいしか書いていないです。そのほかの元玉切りとか枝払いとか肩で担ぐなんていうのは書いていない。肩で担ぐのもまだこのころは足場丸太のようなものを間伐している時の話なのです。多少、滑って事故はあるけれども、そこら辺のところでもう少しここもすっきり現状に合ったものにしたほうがいいのかなど。余り下手に書くと、何だそんなことやっているのかと来るのです。だから一番自分のところに来るのは上手な元玉切りはどうやってやるんですかとか、テキストによっては斜め切りをこうやってやれというテキストまで出てしまっているものですから、ここら辺は書かないほうがいいのかどうかなど。

○佐藤委員 現状に合ったというのはどういうイメージをされているのですか。3つしか載っていないというのを明らかにしていただきたい。

○片平委員 木がどんどん太くなっているものですから、昔の足場丸太のような間伐、それから今は捨て切り間伐というのでかなり太いものまでやっているということになってくると、かかり木ができたときの処理の仕方が肩で担ぐなんていうのはほとんどないですね。そのような意味で木が太くなったものの間伐が多くなってしまっているという現状からいくと、こういうところで何を言っているのと見られてしまうということなのです。それから、登っての枝払いなんていうのも昔は揺すったり、ちょっと登ってということをしたけれども、今はほとんどないのではないか。事故があるから登っての事故というのではないか。

○縄田建設安全対策室長 これは法令上のテクニックの話なのですけれども、委員おっしゃったように既にほとんどやっていないような作業はこれに書かないで、例えばの考え方ですけれども、浴びせ倒し等を禁止ということにしておいて、等の中にどういうものが含まれるかというのは通達で示すような形にしておけば、少ない作業をイメージさせるようなこともないのかなと考えております。基本的にガイドラインで出ているようなことは、できるだけ禁止というか、しない方向で我々としては誘導していくべきかなと考えてございます。

○広部座長 今の話で、かかっているかかり木の下での他の仕事というのは、確かにかかり木処理そのものでないということで、禁止事項にはならないかもしれない。それはむしろ立ち入り禁止のほうの話かもしれません。処理ということについては、ガイドラインで示されていることはやらないに越したことはないと思います。どこまで明らかに条文中に書くかということですが、今、室長からあったような話も含めて御検討いただきたいと思います。

○川端委員 かかり木処理のところと伐倒時の話は、ダブルになるということですか。

○中野技術審査官 別物です。

○川端委員 そうすると補助者の話というのはかかり木には発生しない。要はかかり木処理で補助者みたいな方もいますよね。

○中野技術審査官 補助している方もかかり木処理をやっているわけですから、立ち入り禁止にはならないです。

○川端委員 上の補助者が含まれている、同じ考え方。

○中野技術審査官 同じです。

○広部座長 ということでよろしいですか。基本的には伐倒もかかり木処理も1人で性急にやらないというのが基本だと思います。特にかかり木のほうは1人でやってしまうと事故になることも多いので、ぜひとも最低2人でやっていただきたいという気がします。

そうしましたら次のテーマです。伐木作業等の作業計画についてです。これはその下の緊急連絡等とあわせて御議論いただきたいと思います。論点としましては、作業計画策定の義務づけ。作業計画に関連する事項の義務づけ。作業計画の内容と様式。労働災害が発生した場合の措置。緊急連絡ガイドラインの改正。この5点について御意見をお願いいたします。

○大屋委員 現場では機械を入れて作業をしているので、作業計画の作成は実施していると思います。現場の作業する人も、作業計画作成は大きいルールであると認識しており、安全に取り組むということは認識していると思っています。ただ、計画を立てるサイクルが、毎日になると管理者とか班長の負担となるので厳しいのではないかと思うので、計画立てるサイクルを検討いただければと思います。

○縄田建設安全対策室長 冒頭、中野審査官から、作業計画の単位として伐木の契約単位ぐらいでどうでしょうかという御説明をしたと思うのですが、私どもそもそも伐木の契約単位というのは余り存じ上げないものですから、どのぐらいの期間とか量とかで契約されているのかという実態があれば教えていただきたいと思うのですが。

○川端委員 それは本当にさまざまだと思うのです。事業地のロットが大きいところは一定期間、そこの現場で張りついていきますけれども、そういうケースというのは割と少ないのではないかと思います。割と短いといいますか、具体的に要は生産性がどのぐらいあって、ボリュームが幾らあって、大体どのぐらいの期間がそこにかけるかという話になるのでしょうかけれども、かなり。

○縄田建設安全対策室長 我々の思いとしては、事業者の方に作業計画をつくるのに過剰な負担はかけていけないけれども、他方でできるだけ日々の作業に反映されるようなものをつくっていただきたい。ですから計画の単位として本当にどのぐらいが適当なのかというのを、委員の皆様でできればコンセンサスを得ていただければなと考えてございます。

○片平委員 ちょうど今、寒いときで、大体冬は山に着いて火を燃したのです。今は全然燃さない。いきなりぱっと入ってしまうのですけれども、火を燃したりしているときがき

よりの仕事の段取りとか、まさに小さい作業計画なのです。そのぐらいの単位の。最低そのぐらいの単位は一々物に書かなくても出していくぐらいの、それが上から来た作業計画と合っているよというので、どの単位にするかというのは経営者のところと一番末端のところで、同じ作業計画でもかなり中身は違っていいと思うのです。寒いときにみんな火に当たりながらきょうはこうして、こうしてなんていう、まさにそれが今、頭に入ってきていないのです。車で着いて、会社を出るときに計画をきょうはこういうことと言ってさっさと行ってしまうものだから、まさかあそこに人がいたとか、そういうものだからもっと小さい単位というか、そういう作業計画でいいのではないかというあれを自分は思っているのです。

○川端委員 事業者、経営者さんは今の契約単位になろうかと思うのですけれども、そこでプランをつくって、大体こういう形でやっていくぞというのは最初、大きい契約単位でつくっていくのだと思うのですけれども、今お話があったように現実的には毎日、事務所に集まって出かけていくとか、作業形態はそのような話ではないですね。大体现地集合。可能であれば事務所に集まってスタートする現場もあるかもしれませんが、現地でその日の作業の段取りをみんなで話す。今その機会がなくなってきたということですが、そこが一番作業に直結するものだと思うのです。ですからここで言うツールボックスミーティングみたいな形で日々の計画を確認し合うことは非常に有効だと思いますけれども、この作業計画自体がもっと立派なものだとすると、経営者レベルで契約単位というか、事業の最初に立てたものを作業員全体で毎回入るときに確認する。具体のところは現場のツールボックスミーティングみたいなところを重視していくというのが現実的だと思うのです。

○鷹野委員 私ども県有林だと、ある程度流域が一緒のところを合わせて発注しています。そうは言っても1件で100万とか200万とかそういうレベルです。それぞれ計画書をつくらせているので、契約単位がイメージできますが、例えば事業者さんが森林所有者さんと契約する小さい単位があります。それを作業計画作成の契約単位と捉えるかは事業者さん次第になるところが出てくるのかなとは思いますが。当然、面積の小さい所有者さんから大きい所有者さんがいて、契約単位1つでくくれないところがあるかなと正直思います。1所有者さんとの契約も1契約単位なのか、それとも月別の計画書の中で、箇所ごとで毎朝ミーティングをすとか、今日の作業の確認をして安全事項を確認することが一番重要かと思うので、細かい単位で計画書をつくるのが仕事になってしまうと、ベースにならないのかなと思います。

○広部座長 ほかにいかがですか。

○市原委員 要は契約単位といいますと伐採から集材までという場合がほとんどになってくると思います。そうすると伐採だけの作業計画をどうするかということが出てくるのではないかと思いますので、要は伐採して架線を張って集材する。あるいは車両系木材伐出機械を使って集材すとか、いろいろなパターンがございますけれども、契約単位を切り口にするのか、あるいはここに伐倒だけの作業計画あるいは集材だけの作業計画と分ける

のか、その色分けをはっきりしたほうが作業計画はつくりやすいのではないかと思います。

○広部座長 基本的には今、車両系木材伐出機械、機械集材装置、簡易架線集材装置、全て作業計画をつくり作業者に周知させるというのは決まっていますので、それをやっているとところでしたら、それに伐木作業をつけ加える、計画の中に入れるということで、何ら過不足はないかと思います。

あとは日々の作業開始前のツールボックスミーティング等で、さらに細かな作業手順を決めるというのは一般的な安全確保の方法かなと思います。おおよそ事業単位、契約単位というのはどのぐらいのサイズなのかというのはなかなか決めづらいところがあるかと思えますけれども、少なくとも集材まで考えた場合ある程度決まってくるでしょうし、例えばこの後1週間か2週間で出せる範囲であったり、そういう単位が必ず出てくる。少なくとも車両系木材伐出機械、その他の集材機械で出す場合に書くであろう単位というのはおのずと明らかになってくるし、それにつけ加えるということで伐木についても作業計画を立てて労働者に通知するという事は、何ら問題はないかなと思います。

○佐藤委員 作業計画をつくることによって、それがひいてはリスクアセスメントになるということで項立てがされていて、論点の中でそれを事前に調査するだとか、労働者に周知するというところで、作業計画をつくるのが未然防止になるのであれば、逆に労働者としてはぜひやってもらわないと、事業主の話はわかるのですけれども、労働者の労働安全を守るということでの議論であれば、それは形はどうあれ、義務づけるかどうかの話は別としても、これはぜひやっていただきたいなという意見です。

○広部座長 あと資料3の中ではツールボックスミーティング等については、当日の作業の打ち合わせを行うことを推奨すべきということで、義務づけまでは書いていないですけども、とにかくやってくださいねということです。これこそが本当は伐木作業についてはかなり安全確保の意味では大きいかなという気がしますので、ぜひとも強い推奨ということで書き込んでいただければと思います。

そうしましたら、今、作業計画、緊急連絡等についてはよろしいですか。

今でも事業者には、労働災害が発生した場合の応急措置及びけがした人の搬送の方法を定めることをガイドラインで明記していますが、事業者にはその対応を義務づけるということですね。あとこれはガイドラインの改正の話ですけども、携帯電話使用可能な箇所の把握をこのガイドラインに明記してはどうかということです。このガイドラインの見直しについては御意見よろしいですか。

そうしましたら次の防護衣です。これは2つ論点があります。1つは防護ズボン、チャップスの義務づけ。もう一つは目の保護、顔面保護についての義務づけですが、これについて御意見がありましたらお願いします。

○佐藤委員 目はなぜ出てきたとか、目についての保護具というのはもう一度経過を。

○中野技術審査官 特にそういう御意見があったわけではないのですが、災害の発生状況を分析している中で、私の印象としては意外に件数が多かったなということもありまして、全体としては2%でありますけれども、目をやられるというのは結構大きなことですので、書けないかなと思ってここで御意見をお伺いしたいと思っております。

○川端委員 防護衣も動きづらいつか、なれるまでという声はよく聞くのですが、特にそちらは。目の保護具というのは個人差が多いような気がするのです。それによって非常に集中できるできないという話にもつながってきやしないかなという気がしますが、そういう何かありますか。

○片平委員 自分なんかはフェイスガードにしる、向こうのヘルメットを30年ぐらい前から使っているのですが、フェイスガードがあると楽は楽です。

耳栓は日本では余りあれですが、ヨーロッパのものは非常に楽です。耳を押さえてくれるからと言うと叱られるかもしれないけれども、向こうは顎ひもが要らないです。しなくてもいい。耳だけでオーケー。フェイスガードも大分進化しています。ただ、日本が余力を入れていないというか、日本製が。

最初はヨーロッパあたりもスチールでした。鉄。黒い塗装をしてあったものだから1年使うとさびが出てしまって、次の年は目の保護どころではないのです。そうしたら、そのうちに樹脂のものが出てきて、樹脂は風通しが意外と悪いのです。だから刈り払いのときに使っていると、くわえたばこでやっているところと穴があいたりして、そのうちにまた今、チタンになってくれたのですが、縦横だったのですが、今の時期だとお日様がずっと低いものだから朝とか晩、横から入るところが光ってしまうのです。今、それが六角になっているハニカム型のあれもつくってくれている。そんなふうにとんどん変わっているのです。ただ、スチール製ものは枝とかそういうものに当たるとがさがさるさいです。実際に自分なんか使っていて、今は必需品。楽です。それから、今はイヤーマフはこの寒いときにはちょうどいいということで。

○川端委員 義務化なのかどうかということころはちょっとあって、推奨ということは十分あるのだろうと思うのですが、いきなりどこまで受け入れられるかなという感じはしないでもないです。

○片平委員 そういうしっかりしたものを日本でつくってくれたらいいのです。みんな向こうのイヤーマフなんかも入るとか、フェイスガードも後ろに行ってくれるとか、すごく使いやすいのですが、日本のメーカーがそういうものをつくっていないものだから、余りそういうところを強調すると向こうのものを使えということになってしまうのです。これはまずいかなと。

○広部座長 ズボンとチャップスについては特段、御異論はないですか。

○縄田建設安全対策室長 先月、林業の現場を見せていただいて、伐木する方等の意見を聞いたのですが、防護ズボンは夏は暑いという方がほとんどでして、本当に定着させようとした場合にそこは大丈夫なのかなというところがあるのですが。

○川端委員 先ほど言ったように動きづらいみたいなところは、特に夏の部分で結構蒸れるとかそういうものはあるし、ズボンタイプのものだと高価な部分があって、かなり消耗も激しいということで、チャップスでもいいかということになってくるので、そちらで対応していくケースが季節ごとにもあるのかなと思っています。

○広部座長 防護ズボンとチャップスについて御意見はないですか。フェイスガードについては、目の保護については義務化はいかなものかという御意見が川端委員からありましたけれども、脚、特に一番けがの多い部位としてのひざや太ももを守るという意味では、皆さん、防護ズボンとチャップスの義務化は必要だろうと理解されていると考えてよろしいでしょうか。

そうしましたら次ですけれども、2ページ目の一番下、再発防止の講習ということで、これは労働安全衛生法に基づく再発防止講習の実施を活発化させるべきではないかということかと思いますが、余りなじみがない話ですので、事務局からまず説明いただきたいと思います。

○中野技術審査官 こちらの再発防止講習でございますけれども、労働災害を発生させた事業場で安全管理等を行っている者がございますが、その方に対して講習を受けさせるようお願いする、命令するというものでございます。命令するのは都道府県労働局長となります。こういった規定が労働安全衛生法の99条の2に設けられてございます。

正確に申しますと、都道府県労働局長が講習の指示をする相手というのは事業者ということになりまして、その事業者に対してその中にいる安全管理者などに講習を受けさせるように指示するという仕組みになっております。実際に講習を受けるのは安全管理者、衛生管理者、その他、労働災害の防止のための業務に従事する者となっております、特定の役職というわけではないのですが、安全衛生に従事する者であれば役職名にかかわらず講習を受けさせるということになります。

講習の時間ですけれども、役職によって若干の違いはあるのですが、林業の場合はほとんど全ての場合で8時間となろうかと思えます。この講習そのものは都道府県労働局長が指定する者が行うことになっていまして、行政がみずからやるわけではございません。民間等でやっていただけたところに手を挙げていただいて、その人を指定して、そこで実施をしていただくこととなります。林業に関しましては現在、講習を実施していただく方がおりませんので、今後、実施できそうなところにお声がけして、指定の申請をいただいて、全国分を集約してそこで実施していただくようにすると、何とか制度の運用ができるのかなと考えておるところでございます。

対象となる災害ですけれども、死亡災害に必ずしも限っているわけではないのですが、仮に死亡災害で線を引きますと、皆さん御承知のとおり大体年間40人前後となります。

○広部座長 今の御説明を含めまして御意見、御質問がありましたらお願いします。再発防止のために講習を行うこと自体は定められています。ただ、よりやりやすいというか、効果的な方法がないかという模索であるということと理解していただきたい。実数と

しては年間40事業者を対象に講習を受けてもらうことになろうかと思います。どこでやるか、誰にやってもらうかという話があるのでしょうか。

○中野技術審査官 死亡に至らなかった場合であっても、休業何カ月というような重篤なものであれば対象にすることもできることになります。

○広部座長 そうするともう少し数がふえるということですね。数十レベルですと、なかなか分散してやるというのは厳しいということもありますので、東京に集まるのがいいかどうかは別にして、やりやすい方法としてはそのようなことを考えているということのようです。

○片平委員 これは教えるほうの側ですね。事故を起こした企業体とか事業体が電力のところなんかは事故を起こしたとき1週間、作業停止で自分らで勉強しろというような指示があったということで、1週間全部どの参加している企業は今度の事故についてどう考えるかとか、そういうことをなくすためにどうだという勉強会をやって、安全委員会をみんなやれというようなこととはまた違うのですね。

○中野技術審査官 違うものです。ただ、発注者さんのほうでそういった取り組みを別途やっていたらいいのであれば、あえてこの制度にそういう場合、乗せる必要はないかもしれません。

○片平委員 それが終わらないことには次の作業を再開しては悪いというような局庁からの指示か何かで、やはり勉強会とかそれをやらなきゃということであつて2、3日前にもやってきたのですけれども、それとはまた別なのですね。

○中野技術審査官 別のものです。

○川端委員 死亡災害の方たちが対象。

○中野技術審査官 死亡に限定したものではないのですけれども、特に重篤な場合。

○川端委員 1カ所に集まるのはなかなか難しいので、例えばブロック単位みたいな話ぐらいで、特に地域的にはかなり常習というか、常連の県があつたりするので、その辺を中心に少しそういうところをスタートしていくと、それがその地域に定着していく可能性もありますよね。東京に集まってはきっとその方たちは行くけれども、関係者の意識とあわせてやっていくというのが効果的なのかなということになると、そういうブロックとか関係のところでやっていくことはできないのかなと思います。

○広部座長 運用の方法については、よりやりやすい方法をお願いしたい。講習を受ける側の都合もあるでしょうし、いろいろな方法が考えられるので検討していただきたいと思っています。

そうしましたら時間も押していますので次ですけれども、3ページ目、一番上の再教育です。これも通達に基づいて実施されているのですが、参考資料7がその通達ということです。

論点の1つ目は、5年で全チェーンソー作業者に受けさせる仕組みにしてはどうかということ。もう一つは、カリキュラムそのものを見直してはどうか。この2点について御意

見をお願いしたいと思います。特段、御意見はよろしいでしょうか。

そうしましたら、厚生労働省として何か財政支援といいますか、そういったものをお考えかどうかというのを少しお話しいただければと思います。

○中野技術審査官 再教育そのものは通達に基づいてお示ししているものですので、それをやっていただいたからといって財政支援というのはなかなかやりにくい部分がございます。もっと再教育を活性化させようという観点では、例えば再教育とセットで実技の教習をやっていただいて、その実技の部分に関しては厚生労働省が何らかの予算措置をする。あるいは教育を行う講師の方々の養成をすとか、そういった取り組みは可能性としてあるのかなと思っておりまして、またこれから本格的な検討になりますけれども、どういったことができるかは前向きに考えたいと思っています。

○広部座長 かなり前向きで非常に効果的と思われる施策を考えていただいているということで、ありがたい話です。

全チェーンソー作業者ということで結構な数になるかと思いますが、そのキャンペーンも含めていろいろな施策を考えてみたいということです。今の話は制度を超えたところである程度の財政支援、より高度な教育または研修講師の養成ということでお考えいただけるとのことでの御説明でした。

特にほかに御意見がなければ次に移ります。3ページ目の2つ目、技能講習です。これも前回かなりたくさんの御意見をいただいているのですけれども、まず事務局から補足説明をいただきたいと思っています。

○中野技術審査官 チェーンソーの伐木作業の災害発生状況でありますとか、作業が本来、持っている危険の程度を評価いたしますと、伐木作業を技能講習の対象にするというのは方向性としてはあり得るものだと私どもでは考えています。

ただ、やるに当たりましては幾つか問題がございます、それを解決していく必要があるということでございまして、まず1点目でございますが、先ほども申し上げましたけれども、講習を実施する期間を継続的に確保しなければ、その作業がいずれできなくなってしまいますので、そこが重要なことと思っております。技能講習の対象にしますと、たとえ胸高直径で縛りをかけたとしても、恐らく林業の現場に出られる方は時期の遅れはあれ、いずれは皆さん技能講習を受けられることになるかと思っております。そうすると短期的には多分5万人とかぐらいのオーダーで需要が発生するわけになります。その山を越えたら今度は新規入職者を対象として細々とやっていくことになりまして、非常に大きな波が出てまいりますので、それをどうやって超えるかなど。また引き続き維持していくにはどうすればいいかというところでございます。

この技能講習を行う登録教習機関に対しては、国からの財政支援というのは制度上なかなか難しいものがございます。ありませんので、一般的に申し上げますと採算がとれる範囲でそれぞれのところで講習を継続していただくことになります。そうするといずれは各県で1機関を維持するというのは難しくなってくるのかなと思います。

2点目でございますが、1点目と関連することでございますけれども、受講者の方々の負担の問題です。技能講習の種類によりますが、冒頭、申し上げましたとおり3日から5日間ぐらいかかるというのが普通でございます。受講料、交通費、遠方の方であれば宿泊費も必要となってくるかと思いますが、一度受けると多分5万円から10万円ぐらいの出費になるのかなと思います。これを負担していただくということになります。

もう一点、これは実務上のインフラ整備みたいなものですが、講習のカリキュラムを当然つくらなければいけませんし、実技を行うことになるとと思いますが、実技の採点基準をつくらなければいけない。講師も確保しなければいけないことになります。今、申し上げた3点目の問題は、時間をかければ何とか解決できる問題かと思っておりますが、そうは言ってもこの検討会とは別に場を設けて、1年なり2年なり時間を要するのかなと思っております。

ざっと考えまして3つぐらいの難しいところがあると思っておりますけれども、こういった懸念がある中でもやるということであれば、私どもとしても真剣に受けとめなければならぬと思っておりますが、時間は必要だということでございます。そういったこともありまして、今すぐできそうなものということで、チェーンソーの特別教育の統合化は現在ややこしい状態になっておりますので、それをすっきりさせようというところだけはやらせていただこうかと思っておりますが、緊急の目先の話としては技能講習は難しいというのが私ども見解でございます。

○広部座長 今の事務局の御説明に対して御意見がありましたらお願いします。

○佐藤委員 時間がかかってもいいので、ぜひやっていただきたいと思えます。

○中野技術審査官 講習機関を維持できるというめどが立たないと、なかなかそこは踏み切れないので、例えばですけれども、技能講習に匹敵するぐらいのレベルの高い講習をボランティアベースでやっていただいて、その講習の修了者を何千人、何万人まで行かなくてもいいかもしれませんが、実績を残していただくと、それをベースに技能講習に振りかえていくというような展開の仕方は将来としてはあると思えますが、何にしましてもゼロベースでいきなりというのはなかなかつらいものがあります。

○縄田建設安全対策室長 補足しますと、時間をかけても技能講習をとという御意見だと思います。それはそれで我々としても長期的に検討課題として考えていかなければいけないのかなと思いますけれども、特別教育2つあるのを統合した上で、その内容を充実させていくというのがある意味、災害防止を進めていく上で非常に現実的な対応かなと思っております。まずはそれをしっかり今回検討で、次回の検討会にはできれば統合した特別教育のカリキュラムみたいなものを案としてお示しして、それを充実させていくことが一番大事なことかなと考えてございます。

○大屋委員 安全に対する技術のステップアップという位置づけでは、現場の作業班の人たちも安全を意識して作業するというのは理解できるのですが、各事業体の経営者の立場から言うと、技能講習を受けたからどういうメリットがあるの、と思えますが。

○中野技術審査官 仮に技能講習を導入した場合ですけれども、技能講習修了者でないとできない業務が出てまいります。林業事業体として林業を続けるに当たっては1人か2人か、全員でなくてもいいのですけれども、そういう方を必ず抱えていなければいけないこととなります。メリット以前の問題です。

○大屋委員 これまでやられてきた業務が、それを持っていないとできなくなるという制限がかかってくるということですね。

○市原委員 1点質問でございます。今、事務局から特別教育を統合するに当たって内容の充実というお話がございましたが、これはもし内容の充実ということでカリキュラム等が変わると特別教育の告示、ひいては安衛則の36条にも絡んでくるのですが、そこまでを視野に入れられているのかどうかということでございます。今回36の8の1と2を統合するということですね。そうすると、同時に内容の充実もされるということでしょうか。

○縄田建設安全対策室長 特別教育の内容については告示で定めることになっておりますので、告示改正の中でしっかりとしたものをつくっていくというイメージで考えております。

○片平委員 一気に特別教育でやっていますけれども、実際に自分たちもそれを教えていて、この素人というのがあるのです。だからそこも8号の2なら8号の2を取って、2年やっていたのが今度はなしに行って、それから再教育のときにまた上という、技能講習というか、そういうステップを踏んで資格を上げていくというか、そういう方法はできないですか。何しろいきなり8号の2でないのが来られるのに、ど素人に教えなければいけないですね。70センチ以上を切るのも。ピンと来ていないのに教えなければいけない。だからそのところは統合するのでもう少し下のクラスをつくって、上、またその上というように段階をしていくというのはできないのかなと。

○縄田建設安全対策室長 特別教育というのは義務づけの教育でございます、ある意味、最低限ですので、全員にやっていただかないといけません。その上に再教育というのが通達ベースでございますので、それがステップアップになるのかなというのが我々の理解なのですけれども、そういう意味では再教育のほうも中身を充実させていくことで対応していくのかなと思っております。

○広部座長 今お話があったとおり、特別教育というのは初任者教育なので、特別教育の段階というのは少し考えにくいと思います。技能講習化するとすると先ほど事務局から御説明があったように、最初に物すごく大きな波が来る。かなり大変な話ですね。就業制限がかかっているので必ず皆さん取らなくてははいけません。初めから技能講習に頼るのではなくて林業界として何か資格とか講習とかある程度のものを決めて、その中であるレベルに達した技術者、技能者を養成しておいてから、いざ技能講習化されたらその人たちは技能講習の全部あるいは一部免除というような方策も考えられるので、まずは私としては業界内で技術レベルを上げた方がベターかなという気がします。

要は特別教育であったとしても、技能講習だったとしても、技能講習は3日か4日です

けれども、3日、4日やった人がどの程度技術レベルが上がるのかと言われると、かなり疑問な部分もありますので、それだけに頼るというのは必ずしも得策ではないということです。それよりも全体的な底上げ、業界としての底上げがまずは必要かなという気がします。

ほかになければ次です。廃止の項目についてですけれども、その下、伐木作業の目的の変化、林業以外での伐木、アウトサイダー等、施策の体系化、このあたりはまとめて御意見をいただきたいと思います。

○鷹野委員 林業以外での伐木において、平成28年に建設業で9名の死亡災害が発生、これは無視できない数字だと思います。建設業の準備工等の伐木では意外なところで滑落等が起きていますので、義務化とかそういうものではないのですけれども、より強力に周知をする必要があります。実際に治山現場とかの準備工の中で伐木の作業は危ないですよということを周知するだけでは解決しないぐらいの数字が出てきていると思うのです。

○中野技術審査官 実際に建設業での伐木で死亡が多いという実態手がありますので、当然、周知を図っていくというのはありますけれども、ひょっとすると建設業の方々が伐木作業をやっているんだという認識が十分ないのではないかというおそれも私は感じておりました、そういったことも含めてこれはあくまで伐木作業なんだ、伐木に関する強制法規がかかってくるんだということをしっかりと認識していただけるような周知の仕方を考えていきたいと思っております。

業界団体を通じて周知するというのもありますけれども、多くは土木工事だと思いますので、土木工事の発注者の方々を通じて周知する機会をまた設けたいと思っておりますので、複数のチャンネルを使って徹底していきたいと思っております。

○高木委員 以前、土木工事の現場所長を対象としたアンケート調査を行い、その中で、土木工事でどのような死亡災害が多発しているか尋ねたことがあります。実際に死亡災害が多い重機関連災害、土砂崩壊、クレーン災害などには、回答が多かったのですが、死亡災害が多いにも関わらず伐木関連作業は回答が少ないという結果でした。「建設業＝伐木関連災害が多い」が十分知られていないことがこのようなアンケート調査結果にも表れていますので、これには大いに賛成できます。

○市原委員 建設業のほかに造園業も結構多いので、こういうところも周知をお願いしたいと思っております。

○中野技術審査官 業種を問わず伐木作業が多そうなところに周知をしていきたい。直接文書を送付することも含めて周知していきたいと思っております。

○広部座長 安衛則の条文自身は別に業種を問うものではないので、関係する業界には全て周知していただければいいかと思っております。

あと御意見はございませんか。なければまだ時間があるので、途中で議論を打ち切った一番最初の受け口、つる、胸高直径の話に戻ります。コンセンサスを得ておきたいと思っておりますので、もう一度御意見をいただけたらと思っております。

論点としては先ほどからも出ていますように、受け口だけではなくてつるというものを条文で明記するということと、今、40センチ以上となっているボーダーを20センチ以上まで下げるといふ2点について、まずはこれを安衛則の条文として明記していかどうか、すべきかどうかという点について御意見をいただきたいと思ひます。

○上村委員 つるの話なのですけれども、受け口をつくるということだけ書いてあるのがどうも違和感があると最初申し上げたのは私でして、受け口をつくることだけ義務化された経緯として昔の本には、受け口をつくらずに切る事案が非常に多かったので、そのことを防ぐ狙いで、このような作業規則ができたと聞いております。

その中で受け口をつくる目的というものが結構、条文の中ではおろそかにされていまひす。受け口をつくるというのはどういうことかという、つるがいつ壊れるかを規定しているのが受け口なのです。受け口がふさがった時点でつるが破壊するのです。ですので受け口をつくるということはある程度、木が傾くまでつるを保全しまひしょう。ある程度木が傾くまでというのは、伐倒方向が定まった状態まで持っていく手段として、つるを効かせまひしょうということなのです。ですから受け口だけきっちりつくればいいのではなくて、追い口も正しくつるが残るようにつくらなければいけないということとをぜひこの中で明らかに書いていただければと思ひて、私はこのような意見を述べさせていただきます。

○市原委員 私も今の上村委員のお話に賛成したいと思ひます。受け口、追い口、つる、この3要素を明記していただければと思ひます。

○広部座長 言葉として受け口、つるだけではなくて追い口という言葉も明らかにすることですな。

○市原委員 はい。結局、現場に行きまひして受け口だけでも要は水平、斜め切りがどちらかが切り過ぎたりしてつるが加工されない、あるいは追い口が限りなく斜めになって、受け口が水平のほうに近寄ってしまひて、あれは本来、水平にやらないとつるが加工されないの、追い口もしっかり明記していただければと思ひます。

○広部座長 わかりました。あと、受け口やつるの寸法については、伐倒のガイドラインがあり、そこで明らかにすることによろしいでしょうか。

○上村委員 原因はどうあれ69%の死亡災害が40センチ以下で起こっていることを考えたら、何らかの小さいほうに持っていくという方向は必要なかなと思ひます。それが必要なのが20センチなのか25センチなのか30センチなのかというあたりは、もう少し詳細な分析があればありがたいですけれども、死亡者数の数から見ればほとけない数字であると考えまひす。

○広部座長 確かにどこで線引きするかというのは、いつの場合でも、どんな場合でも議論になるところかと思ひますけれども、どこかで線引きをしなければいけないという現実的な話がありますので、20cmという数字が議論に上っているということとです。

○上村委員 これは最終的にパブリックコメントとか。

○中野技術審査官 行いまひす。

○上村委員 ですのでもう少し現場の意見も参考にしながら、20センチだったら作業にならないよという人が多いのか、いやいやそれぐらいなら全然普通に作業できるという意見が多いのかあたりも参考にされたほうがいいのかと思うのです。我々の提案としては20でも構わないと思います。

○広部座長 ほかによろしいですか。

○佐藤委員 私も賛成で、書き込めるかどうかは別として、「正しい受け口をつくること」という言葉にするといいと思っています。

○広部座長 つる、追い口についても明記するというところでよろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○広部座長 わかりました。

皆さん御意見が出尽くしたというか、出そろったという感じですので、提案としては20センチ以上で、受け口、つるだけではなくて追い口についても明記するという方向で検討していただきたいと思います。

○片平委員 斜め切り禁止をどこかに入れてもらいたいです。受け口、追い口はいいけれども、斜め切り禁止を。

○縄田建設安全対策室長 御意見はよく理解するのですがけれども、斜め切りを禁止という形で法令化しようとする、非常に限定して書かないと逆に。

○片平委員 逆に書かないほうがいいのか。

○縄田建設安全対策室長 そこはちょっと技術的に難しいかなと。限定できるかなという感じがしていますので、斜め切りはできるだけしないという方向だと思うので、それはまだ通達レベルなのかなと。

○片平委員 斜め切りの事故が非常に多いよというのを知らせなければいけないですね。そのためには受け口、追い口をしっかりとつくりなさいということなのですがけれども。

○広部座長 精神としては受け口、追い口、つるを残すというのは大前提だけれども、安衛則の条文に書くものですから、どこまで書くかという話です。禁止というのを条文に書いてしまうと全くできなくなるので、それが現実的に適当かどうかという話もあります。そのあたりは慎重に検討していただきたいと思います。

これも議論を途中でとめた部分がありますけれども、立ち入り禁止の距離とか範囲ですが、これも今、提案としては2倍という数字を挙げておりますが、2倍という数字でまずは適当かどうかというのと、もう一つは同時に近接した作業を行う場合の安全距離というのは林災防さんの災防規定で2.5倍と決められておりますけれども、それも含めて条文化するかどうかという話です。これについていかがですか。

○上村委員 これは傾斜の影響とかそういうことは考えていないですか。下方も側方も上方も全部含めて2なのですね。

○中野技術審査官 そうです。

○上村委員 そこは考えなくていいですかね。

○広部座長 現実問題として急傾斜のところだと、斜面下方は全て立ち入り禁止というのが林災防さんのテキストでも書かれているとおりのので、傾斜の影響というのは当然考えなければいけないですけれども、最低限という意味で、または傾斜を考えない場合は当然、2倍という数字は基本となるでしょう。さらに傾斜がある場合については、斜面下方は立ち入り禁止ということをごどこかで明らかにする方向と考えていただければと思います。

○市原委員 斜面については特別教育のテキストで上下作業の禁止を担保しています。

○広部座長 斜面下方に位置するという事は、上下作業をしているということになるので、それが禁止だと。そちらで担保されていると。

○中野技術審査官 伐倒木が倒れて落ちていくおそれのあるところも立ち入り禁止になっています。下方に関してはずっと下まで法令上も担保されております。

○広部座長 そうしましたら、資料にない論点についても御意見がありましたらお願いします。

○縄田建設安全対策室長 傾斜地の伐木は危ないですよ。ただ、対策が余りないので今回も論点ペーパーには入れていないのですが、何か急傾斜地での伐木作業について今後通達等に盛り込めるような御意見とかアイデアがあればこの際、伺っておきたいなと思いたすけれども。

○広部座長 何かいいアイデアがありましたら。

○片平委員 今、急傾斜地での下り伐倒が常習化しているのです。非常に怖いというか、どこかでブレーキをかけないとまずいのかなという感じはしているのです。林道の上から下へ、下で重機が待っていて途中でつかまえるなんていうのをやっている。滑落防止の策をすとか、昔はそういうときにはワイヤーで根っこをほじって倒れても飛ばないようにしたりしていたのです。あるいは上に倒すときも外れたりしたら、するっと滑るものですかから根っこを必ず根元ととめるような策をしていたのですけれども、今はそういうものを法律でやれというわけではないが、そういう技術も全然なくなってきてしまっているものですから、そこら辺のところは怖い。特に下方についてはという感じはしています。

○広部座長 ほかにその他の御意見はよろしいですか。

それでは以上をもちまして議題1については終了ということにいたします。

次回は第3回ですけれども、報告書を御用意いただくことになっているかと思いますが、きょうの御意見を踏まえて事務局で御準備いただくようお願いいたします。

議題2、その他ですけれども、何か事務局からありますか。

○縄田建設安全対策室長 特にございません。

○広部座長 それでは、今日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○縄田建設安全対策室長 本日は大変長時間にわたりまして御熱心な御議論いただきましてありがとうございます。

本日の議事録については、後日、各委員にお送りいたしますので、御確認をお願いいた

します。その後、第1回の検討会と同様、厚生労働省のホームページに掲載いたします。

次回、第3回の日程でございますけれども、先生方に個別に御案内申し上げておりますとおり、明年2月14日水曜日ですが、午前10時から開催する予定にしております。場所は確定次第、改めて御連絡を差し上げるようにいたしますので、御参集いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の検討会は終了といたします。どうもありがとうございました。